

締約国会議は、

8. 地下カルストと洞窟の水文系をラムサール湿地分類法に加えることを決定する。
9. 領域内のカルストと洞窟湿地系の重要性を評価し、登録湿地としての指定を検討することを締約国に強く求める。

決議VI. 6 湿地保全基金

1. 湿地保全基金の設立に関する決議4. 3と、同基金の将来的な資金提供と運営に関する決議5. 8を想起し、
2. 湿地保全基金がその設立以来、41の開発途上国の55のプロジェクトに対し、計1, 688, 545スイスフランの援助を行ってきたという満足すべき事実に注目し、
3. 基本予算から同基金への配分を補助する意味で、湿地保全基金に対し自発的な献金をしてきた締約国とパートナー機関に対して、また湿地保全基金に提出されたプロジェクトの専門的評価の際、事務局に協力したIUCN(国際自然保護連合)と国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)に対して謝意を示し、
4. 湿地保全基金に託された資金が、同基金に提案された多くのプロジェクトに対し資金提供できるほど十分ではなかったこと、また基金へのより多くの資金提供を促すための1997-2002年戦略計画の該当項目に基づいて、新たな活動が望まれていることを意識し、
5. そのような小規模の助成を行う仕組みが、その資金の額ゆえに多くの場合、多国間または二国間の開発援助機関が考慮の対象としないため、湿地の保全と賢明な利用の分野の活動を支援する点で果たし続けるであろう重要な役割を確信し、
6. さらにそのような小規模の助成の仕組みが有効であるためには、柔軟で迅速な方法で運用されなければならないことを意識し、
7. 本条約下の義務遂行のために外部からの基金をも必要とする場合もありうるので、湿地保全基金の資金提供は、ODA(政府開発援助)や公的援助を受けることのできる全締約国に対してなされるべきであることを考慮し、

締約国会議は、

8. 以下の決定を下す。
 - (a) この助成の本来の性質と目的を表現するため、湿地保全基金を「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金(ラムサール小規模助成基金)」と改称する。
 - (b) 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)によって作られた、援助享受国リストのすべての国が、「ラムサール小規模助成基金」の助成を受ける資格があるものとする。
9. 基金配分の決定方法を含め基金の運用方法を見直し、必要と思われる場合には運用方法の変更を実施する権限を、常設委員会に対し与える。
10. 「ラムサール小規模助成基金」で利用可能な資金レベルを、少なくとも年間100万米ドルまで増額すべきとした決議5. 8で示された確信を今一度表明する。

決議

11. 適切な広報資料を作成して、助成の最低レベルを確保するための積極的な基金増額キャンペーンに着手することを、事務局長に要請する。

12. この目的の事務局長の基金増額キャンペーンに対し、締約国とパートナー機関、NGOが支援し、またその他の団体個人も可能な立場にある場合には基金に献金することを求める。

決議VI. 7 科学技術検討委員会

1. 科学技術検討委員会 (STRP) のメンバーは、適切な科学技術知識を持ち、締約国会議によって指名されるが、国の代表としてではなく個人として活動を行うものとした決議5. 5による委員会の創立を想起し、

2. 1993年10月スイスのグランで行われた第14回ラムサール常設委員会で、第6回締約国会議が終了するまでの期間、締約国会議や常設委員会、事務局に助言を行うため、締約国からの提案に基づき、また各地域が均等に代表されるように注意を払い、7人の科学技術検討委員会のメンバーが指名されたことに注目し、

3. さらに常設委員会が決議5. 5に列挙された課題の検討を行った後、科学技術検討委員会に対し、以下の三つの特定の項目に集中するよう要請したことに注目し、

(a) 国際的に重要な湿地を選定するための基準の見直しを行う。特に勧告5. 9が要請している、生物多様性や漁獲高にも留意した、魚類に関して重要な湿地に関する基準やガイドラインの設立。

(b) 勧告5. 2が要請している、登録湿地に関する「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の定義。そして

(c) 決議5. 4が要請している、モントルーレコードの適用の見直し。

4. 第5回締約国会議以降の、上記の三つの課題やラムサール条約の履行に重要な他の科学的技術的問題への科学技術検討委員会メンバーの貢献に感謝し、

5. これまでの科学技術検討委員会のメンバーがその報告書の中で表明している、今後科学技術検討委員会が条約のために行う可能性のある業務、すなわち、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」に提出されたプロジェクトの検討、登録湿地選定のための基準の継続的な見直し、モントルーレコードと管理ガイダンス手続きの運用に対する見解を記録にとどめ、

締約国会議は、

6. 決議5. 5の内容に以下の変更を加え、再確認する。

(a) 正式メンバーが参加できない場合でも、各地域の意見が毎回科学技術検討委員会で確実に反映されるようにするため、正式メンバー選出と同様の手続きで代理メンバーを選出するものとする。代理メンバーは、指名された正式メンバー本人が出席できない時のみ会議に出席するが、すべての科学技術検討委員会の課題に関して意見を求められ、関連文書を受け取るものとする。

(b) 科学技術検討委員会は、要求に応じて意見情報を提供するネットワークによって支えられる。このネットワークは、締約国によって推薦される専門家を含み、通信連絡によって協議を行うものとする(ファックスや電子メールを含む)。

7. 締約国会議や常設委員会への科学技術委員会メンバーの参加の価値を強調し、そのために必要となる追加資金の確保のために最大限の努力をするよう締約国、常設委員会、条約事務局に対し要請する。

8. 先の締約国会議において締約国から示された意見と課題の優先順位を考慮した上で、その例年の会議に